

I 旭川市パートナーシップ制度の考え方

根拠	要綱	<ul style="list-style-type: none"> ○導入後の運用の修正等に柔軟に対応するため ○道内導入済自治体との連携を容易にするため ※道内導入済自治体はいずれも要綱で設置
制度内容	パートナーシップ 宣誓制度	<ul style="list-style-type: none"> ○制度利用を希望する2人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを自治体に対して宣誓する「パートナーシップ宣誓制度」とする。 ○制度利用者に法的効力は発生しないが、自治体が認める公共サービスや民間企業が自発的に提供するサービスの利用が可能になる。

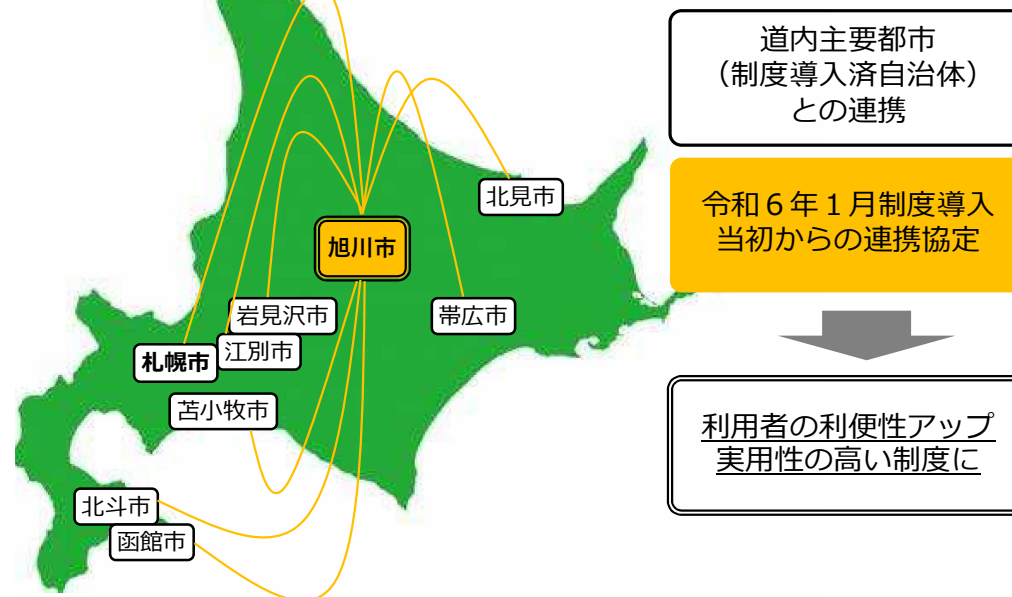
II 導入スケジュール

時期	旭川市	圏域連携
R5年4月	○要綱・運用要領（叩き台）作成	内容共有
5月	有識者会議・審議会・庁内推進本部会議	パブコメ・市民説明会実施方法の協議・調整
6月	○要綱・運用要領（素案）作成	内容共有
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメント★ ■市民説明会の開催★ 	
8月	○要綱・運用要領（原案）作成	内容共有
9～10月	有識者会議・審議会・庁内推進本部会議	関係条例の洗い出し・改正準備
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○要綱・運用要領の決定 ■関係条例改正案の提出※ 	内容共有
12月	<ul style="list-style-type: none"> ◇庁内周知・職員研修★ ◇関係機関等への説明・周知・協力依頼 ◇市長記者会見 	職員研修への参加 制度導入への最終調整 協定締結
R6年1月	☆パートナーシップ制度導入	

■関係条例改正案の提出※

制度導入に伴う公共サービスの提供にあたり条例改正を要するもの
（例）公営住宅の入居要件など

III 自治体間連携イメージ



IV 制度導入に伴う行政サービス（案）

※ 現段階では提供の可能性を含むものを掲載しているため、全てのサービスが制度導入後に提供されるわけではありません。

市営住宅の入居申込等
カルテ開示の申請
市立病院における病状説明・各種同意(手術・輸血等)
一時預かりや保育事業の利用申込み
家族介護用品購入助成事業の申請
障害児通所給付費等の給付決定の申請

参考 市職員に向けたサービス

市立病院内保育所の利用
職員の休暇・休業制度